2023-8-21　第２回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ

○小野課長補佐　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第２回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

　構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

　本ワーキンググループはオンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。

　なお、オンラインで御参加の委員におかれましては、御発言される際は手を挙げるか、挙手ボタンで御発言の意思表示をお願いいたします。

　また、ペーパーレス化の取組として、資料は原則としてタブレットで御覧いただきたく存じますが、操作等で御不明点や、紙による資料の御希望等がございましたら、適宜事務局までお申しつけください。

　また、本日の会議はあらかじめ傍聴を希望された方を対象に音声及び手話通訳の配信を行っておりますので、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう、御協力をお願いいたします。

　傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

　また、資料については、議事次第に記載のとおり資料を用意しておりますが、過不足等がありましたら事務局にお申しつけください。

　冒頭、本ワーキンググループの設置について事務局より御報告いたします。

　８月17日に開催された第１回改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループにおいて、同検討会の玉井座長より、改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会の開催要綱３（５）の規定に基づき、検討会の下に意見聴取を行うためのワーキンググループを設置することを御報告いただきました。

　あわせて、玉井座長より、第２回ワーキンググループの主査として遠藤構成員を指名されましたので、この後の進行は遠藤主査にお願いしたいと思います。

○遠藤主査　ただいま御紹介いただきました構成員の遠藤です。

　玉井座長からの御指名によりまして、この第２回のワーキンググループの主査といいますか、タイムキーパーをさせていただきます。第１回目のワーキンググループに引き続きまして有意義な会となることを御協力よろしくお願い申し上げます。

　また、本日は３時間という大変長丁場でございますが、何とぞよろしくお願いいたします。

　では、事務局より構成員の出席状況及び本日の意見聴取に御参加いただく関係団体の御紹介をお願いいたします。

○小野課長補佐　事務局でございます。

　まず、本日の構成員の出席状況については、会場での御参加で石原構成員、遠藤構成員、亀岡構成員、玉井構成員、永山構成員、オンラインでの御参加で阿部構成員、尾上構成員、坂元構成員、櫻田構成員、德田構成員、三浦構成員に御出席いただいております。

　次に、本日のワーキンググループに御参加いただく団体を御紹介いたします。

　本日は、一般社団法人全国手をつなぐ育成連合会、らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、公益社団法人認知症の人と家族の会、一般社団法人全国がん患者団体連合会、全国「精神病」者集団、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、一般社団法人日本自閉症協会の８団体に御参加いただきます。

　なお、大変恐縮でございますが、事務局の諏訪生活衛生課長につきましては、公務のため14時50分頃退席させていただく予定ですので、あらかじめ御承知おきいただけますと幸いでございます。

○遠藤主査　御紹介ありがとうございました。

　では、議事次第に沿って団体への意見聴取を開始したいと思います。

　第１回と同様、今回の意見聴取については、あらかじめ各団体から提出いただいた意見書に基づいた御説明とそれに対する構成員の皆さんからの質疑応答を各団体15分ずつということで、順番にオンラインにて実施させていただきます。

　なお、質疑応答の際は、基本的に参加された団体への質問の時間として活用いただければと思います。

　また、ワーキンググループでの意見聴取を打診させていただいた団体のうち、意見聴取には参加できないものの、意見書提出の御希望がある団体におかれましては、事務局宛てに意見書を御提出いただき、改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会の参考とさせていただく予定です。

（ヒアリング団体入室）

○遠藤主査　では、最初の全国手をつなぐ育成会連合会の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

　全国手をつなぐ育成会連合会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは、御意見の説明についてよろしくお願いいたします。

○全国手をつなぐ育成会連合会　それでは、全国手をつなぐ育成会連合会の常務理事と事務局長を拝命しております又村と申します。よろしくお願いいたします。

　私ども全国手をつなぐ育成会連合会は、知的障害、発達障害のある人と御家族、支援者で構成される障害者団体でございます。

　今回の旅館業法の改正に係る意見ということで申し述べさせていただきます。

　お手元に既に資料がある前提でお話をさせていただきますけれども、まず私どもとして今回申し上げたいのは、ここにございますように負担の過重性の部分、例えば厚生労働大臣様のほうで既に国会等で、いわゆる迷惑客への対応ということ、あるいは政省令においても、従業員を長時間にわたって拘束するであるとか、あるいは威圧的な言動で暴力行為をもって苦情の申立てを行うといったことを例示していただいているところです。

　私どもとしては、障害者団体でございますから、特に障害者差別解消法の事案について非常に関心を高く持っておりまして、障害者差別解消法の合理的配慮と呼ばれている、障害があることによる障壁の解消を目指すというふうに、御案内のとおり、これは来年の４月から全面的に義務となるわけでございますけれども、こちらの厚生労働省が示すガイドラインも今度改正されることになると思います。現時点のガイドラインで「事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素を考慮し」ということで種々書かれており、その後に、過重な負担に当たる判断した場合に丁寧にその理由を説明ということで、さらに加えて、事業者と障害者の双方が、お互いに立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められますということが明記されているところでございます。

　皆様には御覧いただいているとおりでございますので、この建設的対話ということについては下線の部分を読んでいただければ十分でございますけれども、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁、つまりバリアですね。これは障害の状況によって様々なバリアが考えられるわけですが、この様々なバリアの除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応される必要がある。また、建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁、バリアですね。バリアの除去のために必要かつ実現可能な対応案を障害者と事業者がともに考えていく。双方がお互いの状況の理解に努めることが重要であるということが明示されているところでございます。

　少なくとも差別解消法の合理的配慮の提供場面においては、過重な負担について申し上げれば、個別の事案ごとの具体的な検討があって初めて発生する概念であるということですし、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要ということが明示されています。仮に過重な負担と考えられる場合であっても、つまり、障害者側からの申出が過重であったとしても、それは難しいけれどもこういう方法はありますよという代替措置の選択を含めて建設的対話をするということが求められています。

　したがいまして、合理的配慮の提供と建設的対話は基本的に一体不可分のものでございますから、建設的対話とされているいわゆるやり取りのプロセス自体が長時間にわたる拘束、威圧的な言動とか苦情の申出といったものとごちゃまぜにされてしまうのは、もちろん障害者団体の私どもの立場としても極めて強く懸念しますし、そもそものお話として、差別解消法の趣旨からあり得ない運用あるいは考え方ではないかと思いますので、少なくとも旅館業法で今回お示しいただいている過重な負担というのと、差別解消法でいう過重な負担の考え方、できればそれは建設的対話の話も含めて、同一の語義、同一の運用解釈ということが必要になってくるのかなと思っておりますし、このことをより具現化するために、政省令等で差別解消法の合理的配慮や建設的対話についての除外ですね。つまり、建設的対話をするというやり取りが一定の期間続くわけですから、それを拘束と捉えてはなりません、あるいは苦情の申出として捉えてはなりませんということを明示していただくのがとても重要ではないかと考えています。それが一点です。

　それから、２点目として、これは前向きに捉えておりますが、旅館業に関わる皆様に高齢者、障害者等の配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供に資する研修機会を努力義務として今回示していただいています。この研修の実効性につきましては、やはり旅館業は宿泊を伴うサービスを提供するということで、その接客シーンを具体的に盛り込む。この場合の接客シーンというのは、私どもの立場で申し上げれば、障害の状況は様々でございますから、身体的な障害がある人の接客シーンもありましょうし、知的、発達障害のある人の接客シーンもありましょうし、あるいは精神的な障害のある方の接客シーンもありましょうし、また、それはホテルなのか、旅館なのかによっても違いがあるのかもしれませんけれども、そういったシーンごとに想定される具体例を盛り込むということ。

　それから、ぜひお願いしたいのは、国として合理的配慮と建設的対話のプロセスが理解できるような研修資料を御用意いただいて、標準的な研修資料ですね。これをもって研修をしていただくというような方向にすることで、ばらつきの防止にもなるのではないかと考えておりますので、この「その他」についてはお願いベースでございますけれども、前段の差別解消法における合理的配慮提供と過重な負担及び建設的対話の部分、こちらは恐らくほかの障害者団体からも意見があろうかと思いますが、非常に重要かつ懸念のある部分でもございますので、十分に御検討いただければと考えております。

　以上でございます。

○遠藤主査　又村様、どうもありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員におかれましては、挙手の上、私がお名前で指名しましたらば、お名前を名乗ってから御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

　尾上構成員、お願いいたします。

○尾上構成員　DPI日本会議の尾上です。

　どうも御説明ありがとうございました。

　特に３ページに書かれていた、先ほど御説明いただいたところについて同感しました。「つまり」というところで書かれている、合理的配慮と建設的対話のプロセスは一体不可分であると。そのプロセスがいわゆる迷惑行為と混同されてはならないという部分、その部分を政省令においてしっかり盛り込んでほしいという部分、本当にそのまま同感だなと。そのままこれを入れたいぐらいだなと思いました。

　その上でなのですけれども、特に育成会は知的障害や発達障害の方が多いというか基本だと思うので、その関係でおたずねします。私の友人といいますか知人で、会ったときにお名前はと聞かれて、僕は尾上ですと答えると、僕も何々、その次に会話に入っていけるのです。最初に彼にとっては名前の交換というのが名刺交換というか挨拶代わりなのだと思うのです。ところが、名前を答えてくれないと、何度もお名前は、お名前はと聞かれる場合がある。それが、この法律の繰り返しになるのか、いわゆる迷惑行為だみたいになってしまうと非常にまずいなと思ったりするのです。そういう意味で、知的障害や発達障害の障害特性を踏まえて、政省令や指針で押さえるべきポイントみたいなことがさらにあれば、御説明いただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○全国手をつなぐ育成会連合会　ありがとうございました。

　今、尾上構成員から御指摘をいただきましたように、特に知的障害、あるいは自閉症の方やダウン症の方も多数おられるわけでございますけれども、例えば自閉症の方で言えば、御自身がルールとして決めている、今まさに尾上構成員がおっしゃったように、お名前を教えてほしい。本名を教えてほしいのか、単に名前を名乗ってほしいのかは判然としませんけれども、そこで名前のやり取りがあって、初めて次の要件に進むということができるという方はおられます。

　宿泊業の場面で言えば、フロントの方にも名前を聞くということが今の場合想定される場面ですね。もちろん、一般的にはフロントの方に一々名前は聞かないわけで、そういう意味では、いやいや、あなたに名前を言う筋合いはありませんよというように捉えられてしまうことについては当然あり得るとは思うのですが、しかし、そのことがないと次のコミュニケーションのステップに進めないというような特性、これは御本人の決めたルーチンに沿っての行動を強く求める傾向であるとか、あるいは行動の反復性であるとかですね。いわゆるおうむ返しといったような状況もあります。これは知的障害が重度でなく、お一人で行動することができる軽度の知的障害と自閉症の特性がある方の場合でも起こり得ます。

　また、いわゆる高機能自閉症であるとかアスペルガー症候群と呼ばれている、最近は自閉スペクトラム症と呼びますけれども、知的障害としてはごく軽度の方で、やや一方的に御本人の主張をまずお話し、それを遮られることに対して非常に激しく反応してしまうタイプの方であるとか、あるいはダウン症の方の場合ですと、周りの方の注目を引きたいという思いから少し乱暴な言葉を使ってしゃべる。しゃべっている内容自体は大変真っ当なことをしゃべっているのですが、言い方がとにかく話を聞けこのやろうと言えば注目してもらえるので、それを前面に出してコミュニケーションを取ろうとしてしまうようなタイプの方というのが一定数確かにおられます。

　こういった状況は、もちろんフロントに立たれている方にとって突然のことでびっくりされるというようなこともあろうかとは思うのですが、先ほど私が申し上げた接客シーンの中で障害の特性も踏まえた実例をぜひ盛り込んでほしいと申し上げたのはまさにそこでして、そういったようなことをもって直ちに威圧的な言動であるとか、あるいは長時間の拘束であるとか、いわゆる乱暴な言動、あるいは迷惑だというようなことに一義的に全てを捉えられてしまいますと、非常に宿泊ができる可能性が狭まってしまう。御家族と一緒にいらっしゃる場合で、御家族がすぐにそうではないよねとおっしゃっていただけることもあるかもしれませんが、その一回を粗野だ、暴力だ、こんな客は泊められないと捉えてしまうのは非常に懸念があるものですから、ぜひ先ほど申し上げたような研修の場面における具体的な障害の状況に対する理解を深めていただきたいと思いますし、可能であればそういった条文あるいは言葉を政省令の中にも盛り込んでいただけると、より広く多くの方が利用できる宿泊の場になってくるのではないかと考えております。

　以上です。

○尾上構成員　どうもありがとうございました。

　又村さんが紹介された幾つかの特性について、自分の知り合いの誰々さんだなと思い返しながら聞いていました。本当に今言われたことは知的障害とか発達障害の人と付き合っていたらよくあるパターンなので、全然つらいとか暴言とかそんな話ではないはずなのですよね。その部分をしっかりと政省令やガイドラインの中で誤解のないように対応していただけるように盛り込んでいただければなと思いました。どうもありがとうございました。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　そのほか、御質問はございますでしょうか。

　三浦構成員。

○三浦構成員　構成員の三浦です。

　意見書を拝見している限りだと、まず社会的障壁の除去を求めると。要するに、自分が障害者であるということが旅館側に分かるという前提で読んでいたので、それほど問題はないと私は感じていたのですが、今の又村さんの話を伺っていると、そこへ入るまでの間に、障害のある方の特性によっては、かなり暴言的な言葉を吐くとか、あるいは繰り返しになることがあるということなのですが、旅館のフロントの担当者の方が、そうだとすると、障害者だと分かっていればそれが障害の特性ということがよく分かるのですが、いきなり来られた方がそういう形だと、いわゆるカスタマーハラスメントのクレーマー的な方と障害がある方とどうやって見分ければいいかという部分は、何か知恵はありますでしょうか。

○全国手をつなぐ育成会連合会　ありがとうございます。

　実際の利用シーンを考えた場合の実態を考えていくと、恐らく中重度の知的障害と自閉症やダウン症などの状況が重複している状態の方がお一人で旅館、ホテル等を利用するという場面は考えにくく、御家族と一緒に利用する場面が多い。そうなった場合に、御家族からの情報提供によって、御本人に障害があり、少し気分がよくなると喜びを表すという意味で大きな声が上がってしまうといったことがあり得るといった情報がフロントの方に伝わるということは期待できるかなと考えております。もっとも、障害者手帳を提示することが旅館業法上の宿泊施設の利用条件ではございませんから、手帳がある、ないということについてはここではさておかなければいけないと思いますが、多くの場合にはそういった状況が起こり得ると考えます。

　他方で、いわゆる軽度の知的障害の方がお一人で行動するというようなことは起こり得ますけれども、この状況に関しては、旅館の利用が手帳の提示を条件としていない以上、様々な状況の方が利用するということが前提になってくると考えております。そこで先ほどのお話にまた戻るわけですけれども、例えば軽度の知的障害で自閉スペクトラム症の特性がかなり強い方の場合に、こういうようなやり取りが想定されますよということについては、やはりフロントに立つ方が情報として知っておく必要があり、そこに研修の重要性があるのではないかというようなことで私のほうでは考えておりますが、会長の佐々木のほうからもし補足があればお願いします。

○全国手をつなぐ育成会連合会　会長の佐々木でございます。お世話になっております。

　又村のほうからも申しましたように、中重度の方はまず旅館、ホテルを予約する時点で知的障害もしくは発達障害のある人を伴いますということを大概の方はお伝えされていると思いますし、あと、うれしくて大きな声を出してしまうこともあるかもしれないので、例えば食事の場合は席を隅っこのほうにしてくださいとあらかじめお願いすることが多いのではないかなと思います。特にそういった特性をお持ちの方の御家族、もしくはヘルパーさんと行かれる方も最近はいらっしゃいますけれども、必ず伝えていると思うので、事前情報としてフロントの方やホテルの方たちに伝わるのではないかと思います。

　また、お一人で旅行に行かれる方も、数はそう多くはないと思うのですけれども、軽度の方ではやはり会員様の中でもいらっしゃいます。そういった場合は、暴言とかを吐かれるというよりは、先ほど尾上さんからもお話があったように、しつこく同じようなことを何回も聞いて、コミュニケーションの取り方があまり上手でないのでといったことはあると思いますので、そういった具体的事例等を研修等でおやりいただいて、もしかしたらこの人は自閉症を伴う発達障害とか知的障害の方なのかなと御理解いただけるような例えばプログラムとかをつくっていただけると。

○遠藤主査　佐々木様、申し訳ありません。お時間が過ぎておって、よろしいですか。

○全国手をつなぐ育成会連合会　ということで、研修に盛り込んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三浦構成員　趣旨はよく分かりました。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　大変恐縮ですが、お時間となりましたので、全国手をつなぐ育成会連合会の意見聴取を終わります。全国手をつなぐ育成会連合会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

　それでは、Webexから御退席ください。

（ヒアリング団体退室）

（ヒアリング団体入室）

○遠藤主査　接続がうまくスムーズにいきましたので、予定時間よりちょっと早いのですが、始めさせていただきます。

　次に、らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。なお、その後に予定しているハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会様も同じ御意見書とのことで、ここから御参加いただきます。

　それでは、まず初めに、らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団の吉田様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の御説明についてよろしくお願いいたします。

○らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団　ただいま御紹介いただきました、らい予防法違憲国賠訴訟瀬戸内弁護団、そして、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会を代表しまして、このたび、ヒアリングに参加させていただきます。吉田と申します。よろしくします。

　お手元にある意見書について、かいつまんで御報告を申し上げたいと思っておりますけれども、まず最初に、４条の２の宿泊者に対する感染防止対策への協力を求めについてに関連して、必要な限度において感染防止対策への協力を求めることができるという条文についてお話をさせていただきます。

　感染症法、そして、新型インフルエンザ特措法によれば、権利制限というのは必要最小限でなければならないとされており、これは当然、憲法上の要請でもあります。国会では、厚労省からも、旅館業法の感染防止対策の内容と申しますのは、感染症法、そして、新型インフルエンザ特措法の感染防止対策と、法律は違うにしたって、内容そのものの整合性を図ることが重要であると言われています。したがいまして、感染防止対策への協力要請については、宿泊者の自己決定権、プライバシー権、宿泊の自由、平等原則などの基本的人権が最大限保障されること、そして、それに対する協力要請について必要最小限にとどめられていることが明記されるべきであると思います。

　次に、その他政令で定める者について申し上げます。協力要請の対象者について、特定感染症の症状を呈している者に加えて、その他政令で定める者が対象となるとされています。具体的には濃厚接触者と同行者が想定されているようですけれども、例えば感染症法によれば、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、これはいわゆる濃厚接触者に該当すると思われますが、これに対しては、感染症法上、体温等の健康状態の報告を求めることができることと、居宅待機等の感染防止に必要な協力を求めることができるとされています。しかしながら、この感染症法上は前者の体温などの報告をすることが法的義務とされてはおりますけれども、後者の居宅待機などの感染防止に必要な協力を求めることができる、この要請に対する要請を受けた側の対応としては努力義務にとどまるとされています。濃厚接触者に対して居宅、居室待機などを要請して、それに応じなければならないと考えてしまうと、これは感染症法の人権制限、いわゆる過大な権利制限になると考えられます。

　感染症法にしましても、旅館業法法にしましても、基本理念、基本原則というものは当然に同一であると考えられます。したがいまして、濃厚接触者について、その他政令で定める者に該当するとしてしまうのは許されないと思います。同行者についても同様でございます。

　続きまして、４条の２の１項１号イに関して意見を申し上げます。ここでは、旅館業者が特定感染症の症状を呈するものに対し、医師の診断の結果を営業者に報告することの協力要請ができるとされています。せき・熱・倦怠感などの症状の有無・内容・程度は千差万別な宿泊者に対し、このような診断結果の一律的な報告要請などをするのは、患者の自己決定権あるいはプライバシー権を侵害するおそれが非常に大きいものだと考えます。

　具体的には、患者の自己決定権、プライバシー権の侵害のおそれがないようにしなければならないこと、自己のプライバシーを告白しないことを理由とした、あるいは契機とした要請、客室待機要請等は禁止されなければならないことが明記されるべきであると思います。また、そういった協力要請の要件をきちんと定めておくことが重要であると思います。

　居室待機要請は、感染拡大防止を図ることができない極めて例外的な事象があること、そして、医療機関が逼迫していないこと、医療機関の受診が宿泊者の体調・症状、年齢、医療機関までの移動距離・移動手段、交通費・診察費などの経済的負担、天候、家族・同行者の有無から受診が容易であることが要件であると思います。ほかに取るべき機会が存在しないということが必要でありますし、また、宿泊業者からの丁寧な説明の上、自発的に同意をしたということを証する書面がきちんと備えられるべきであると思います。

　また、診断結果報告要請の態様についてですけれども、宿泊客の自発的意思が最大限尊重されなければなりません。要請に当たって強制や強要、威圧的な要請、執拗な要請、迷惑・困惑するような要請などは禁止されるということが明記されるべきであると考えます。

　さらに、同意しないことをもって、いかなる不利益、差別的取扱いも禁止されるということが明記されなければなりません。

　続きまして、同じく１項１号のイ、厚生労働省令に関してですけれども、医師の診断の結果、その他の当該者が同項に該当するかどうか確認するために必要な事項として、厚労省令で定めるものを厚労省令で定めるところにより営業者に報告することとされています。

　まず、特定感染症の患者であるかどうかを確認するために必要な事項として厚労省令で定めるものということに関してですけれども、その患者であるかどうかを確定するために医師の診断は必要不可欠であり、かつそれに限定するということは不必要かつ不合理でありますし、また、患者さんの人権侵害のおそれがあると考えます。省令では、医師の診断結果以外の方法、例えば備付けの抗原検査キットなど、医師の診断結果以外の検査結果なども認められなければならないと考えます。

　次に、営業者への報告に関して厚労省令で定めるところをいかにすべきかということですが、従来は口頭報告はやむを得ない場合に限定されるというようなお話もございますけれども、これはそのように補充性、例外的な扱いをするということではなくて、書面あるいは電磁的な方法と同様に、宿泊者がいずれの方法も任意に選択できる。そのような考え方を取るべきであると考えています。

　次に、客室待機要請等ということでございます。意見書は９ページでございます。６項のところでございます。

　特定感染症の症状を呈する者に対して、みだりに客室その他の当該営業者を指定する場所から出ないことを、感染防止協力要請ができるとなっています。しかしながら、非常に漠とした要件でありますと、大変な人権侵害が発生すると思います。

　まず、宿泊者の行動の自由、意思決定の自由が最大限尊重され、行動・意思決定の自由の侵害のおそれがないようにしなければならないこと、そして、自己のプライバシーを報告しないことを理由あるいは契機とした診断結果報告あるいは客室待機要請等は許されないということが明記されるべきであると思います。

　次に、客室待機要請が行われる際の要件についてですけれども、まず、それ以外にほかに取るべき方法がないこと、生活上・業務上・健康管理上など外出が必要な場合は行動の自由が保障されること、宿泊者の意思・立場・状況に応じて適切な食事あるいは体調管理が行われることが明記されなければならないと考えます。

　客室待機要請等の対応としては、先ほども出てきましたけれども、強制・強要、威圧的な要請、また、執拗な要請や困惑するような要請が禁止されるということが明記されるべきであると思いますし、不利益的・差別的取扱いの禁止、そして、これらの要件を満たさない、あるいは禁止事項に違反する要請が行われることは許されないということが明記されるべきであると思います。

　次に、４項です。意見書のほうでは11ページになります。

　宿泊をしようとする者は、これらの協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り応じなければならないとされています。

　まず、この条項が法的義務、法的拘束力を有すると考えるのは、利用者の自己決定権あるいはプライバシー権を侵害するものであると思います。また、感染症法上、あるいは新型インフルエンザ特措法上は、「しなければならない」という文言はございますけれども、これらについては法的拘束力のない規定であると考えられています。先ほども出てきましたけれども、厚労省の答弁によれば、これら旅館業法における感染防止対策の内容は、感染症法あるいは新型インフルエンザ特措法の内容と、目的は異なるけれども、しかし、整合性を図ることが重要であるとされています。感染症法上の基本理念、人権制限の必要最小限の要請や差別禁止というのは、当然旅館業法にも当てはまるものだと思います。

　一方、これら感染症法、従来の法制も含めて、旅館に宿泊する者について従来よりもさらに大きな法的義務を課すことが正当化されるだけのエビデンスというものは存在していません。したがって、これを法的義務があると考えるのは憲法違反になる可能性もありますので、この協力の求めに応じなければならないという条項については、法的義務あるいは法的拘束力があると考えないという解釈をすべきということが明記されなければならないと思います。

　次に、４条の２第４項でございます。意見書は13ページでございます。

　宿泊しようとする者は、営業者から第１項の協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないとされています。厚生労働省の答弁によりますと、正当な理由というのは、アルコールのアレルギー、マスクの場合は年齢の低い子供、その他一定の場合を挙げておられます。しかし、この正当な理由を判断するのは非常に困難を伴うと考えられます。ガイドラインなどで一定の範囲が定められたとしても、宿泊客の特性など、非常に多様でございます。その症状の内容・程度、年齢、天候、宿泊施設の場所・状況、医療機関までの距離、その他、個別性が非常に高いものについて、どのような場合が正当な理由に当たるかということを明確に定めるのは本当になかなか困難です。そういったときに、この正当な理由という文言が広く解釈されるようでは、宿泊業者による要請内容の適正性・公平性は担保されないと考えます。

　宿泊業者における裁量的判断がどんどん拡大していくことによって、宿泊客に過大ないし不本意な負担を負わせる結果が免れない可能性は非常に強いと思います。国会の附帯決議によると、宿泊しようとする者の置かれている状況を十分に踏まえ、協力の必要性の有無、協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを周知することが言われています。

　したがいまして、正当な理由というものは、宿泊客の自由な意思に基づいて、かつ宿泊客の立場・状況などが最大限尊重されるよう幅広く解釈されなければなりません。宿泊客の自己決定権、プライバシー権、宿泊の自由、平等原則などの基本的人権が最大限保障され、人権侵害や差別のおそれを生じさせてはならないということが明記されるべきであると思っています。

　次に５条です。宿泊拒否に関して、特定感染症の患者さんについて宿泊拒否ができるとされ、また、状況等に配慮し、みだりな宿泊拒否がないようにすること、そして、宿泊拒否事由は客観的事実に基づき判断し、丁寧な説明が必要であるということが記載されています。

　万一、この宿泊拒否が行われる場合には、場合によっては宿泊客に野宿に追いやって、就寝・休養の場を失わせたり、生命・健康を害するおそれがあります。患者・障害者に対する差別を助長することになる可能性があります。宿泊拒否による宿泊客に対する精神的・肉体的・経済的影響が重大である場合が考えられますので、宿泊客への漠然とした配慮などで足りず、特定感染症の患者たちが自発的意思に基づき、宿泊客の立場・状況等に基づき、宿泊客の権利・自由が最大限尊重されるべきことが明記されるべきであると思います。

　若干長くなりました。すみません。あとについては意見書に書いてあるとおりですので、意見書をお読みいただければと思います。説明については省略させていただきます。

　私のほうからのお話については以上になります。ありがとうございました。

○遠藤主査　吉田様、御説明ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員におかれましては、挙手の上、私が指名いたしましたら、お名前を名乗ってから御発言をお願いいたします。

　永山様。

○永山構成員　ありがとうございます。永山でございます。

　たくさんの資料をありがとうございました。全て読み込めて理解できているかどうか分かりませんので、今日述べられなかった意見については、また後ほど事務局にも伝えさせていただきたいと思っております。

　まず、我々宿泊事業者は、宿泊者の安全や衛生を確保する義務、そして、安全配慮の義務がございます。医療従事者でもなければ、医療の知識にも乏しい従業員の安全を確保する義務を持ってございます。今回、働いている人の中には、当然一定割合で障害者の方の雇用も行っているところでございます。その我々の安全の確保に対して過度な制限を設けられるのであれば、事業の前提が成り立ちませんし、宿泊業界のみお客様に対して無防備で対応しなければならない、従業員やほかのお客様を危険にさらすような結果になるようなことがあってはならないということで、今回の改正が必要になったと理解をしております。

　まず１点目の質問として、今回の御意見をいただいた上で、従業員の安全、ほかのお客様の安全というものを守ることは両立すると考えられるかどうかをお聞きしたいと思います。

　２点目として、民法には契約自由の原則というのが定められております。旅館業法のように事業者がお客様の求めに応じて利用の拒否ができないという制約がある業界は、サービス業では宿泊業以外にはないと認識をしております。旅館業法に対して例外を認めることにこれだけ御懸念があるということは承知しましたけれども、もともと旅館業法に類する法律もないほかの業界、飲食であるとかほかのサービス業に対しては、宿泊業よりもこのような懸念がより強く持たれているとお考えでございましょうか。ほかの業界との比較についても教えていただきたいと思います。

　その２点でございます。

○遠藤主査　吉田様、お願いいたします。

○らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団　２点目からお話しさせていただきますと、確かに契約自由の原則というのは民法の大原則である。これは私見も交じりますので、大変失礼いたしますけれども、契約自由の原則があるのは確かです。

　一方、現代の消費者社会の中で、契約自由の原則というのは大幅に何年にもわたって修正されてきているというのが、この現代社会、現代消費者社会の在り方かなと思います。そういう中で、必ずしも契約自由の原則が貫徹されているわけではないという前提の下で、やはり旅館のもともとの成り立ちですよね。国民の移動する権利とかそういうものを保障するためにできてきた法律だし、現状ではそれが極めて重要であるということの理解の上で成り立っているものであろうと思います。もちろん立法当時の議論ではほかにもたくさんあったのだろうと思っていますけれども、そういう意味では、ほかのサービス業と若干特殊的に違うというのは確かにあるところで、仮に旅館に宿泊できないということになりますと、野宿を迫られるといったこともあり得ますので、そういう意味では、宿泊拒否が行われた場合のデメリットなどを勘案しますと、やはり宿泊拒否ができないというのが原則になっているということは十分よく理解できるところかなと思います。

　１点目は何でしたか。すみません。

○永山構成員　ありがとうございます。

　従業員の安全やほかのお客様の安全をどうやって両立させるかという御意見をいただきたいと思います。

○らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団　それは、そもそも宿泊を拒否しないと両立できないのかということなのではないでしょうか。私はそういうふうに思いますけれども、そもそも特定感染症の症状を呈する方については、方法としては保健所などの対応によるものでありますし、それ以外の方については、宿泊を認めたからといって直ちに従業員やその他のお客さんに危険が生じるかどうか全く分からない状況ですよね。抽象的なおそれにとどまるところだと思います。したがいまして、そういうおそれがあるからといって、それを排除するということを認めてしまわないと、従業員の安全が守られるということにはならないのではないだろうかと思います。そこはもちろん人権と人権の衝突の場面ではあるかもしれないのですけれども、具体的にはもっとお客さんとホテル、事業者の間で、窓口で厳しいことになるかもしれませんが、いろいろコミュニケーションを取っていただいて、よりよいサービスにお務めいただくということになるのではないでしょうか。私は現行のこれまでの宿泊拒否を許さないという旅館業法の在り方によって、従業員に何か具体的な危険が生じているとは考えていないです。

　以上です。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　それでは、引き続き、坂元構成員、お願いします。

○坂元構成員　今のやり取りに関連しまして、今日御説明いただいた６ページの診断結果報告要請等というところの、７ページの（４）不利益的・差別的取扱いの禁止ということで、宿泊施設の利用制限、こういうものなど、いかなる態様の不利益的ないし差別的取扱いも禁止されることが明記されなければならないと書かれている。この規格を認めたときの宿泊施設の利用制限についてどのようにお考えになっているのかを確認したいということで手を挙げさせていただきました。

　例えば、そうしたお客さんに対して、部屋に希望する食事メニューを届けるけれども、他の宿泊者が多数利用するダイニングルームの利用制限を当該ホテルとかそういうところが行うというのは不利益的ないし差別的取扱いに当たるのかどうかということで、その点、12ページの真ん中の「そもそも」というところの最後のところなのですけれども、食事会場も酒類提供禁止・換気対策・黙食・時間制限等の手段を講ずることによって、感染拡大防止を図ることが可能であり、居室待機要請等への法律上の協力義務を課す必要性はないと。こことの関連性で、例えば今申し上げた診断結果報告要請にプライバシー権で応じないという方に対して、ダイニングルームなどの利用時間の制限を宿泊業者が行うという場合、これはやはり御意見にあるような不利益的・差別的取扱いに当たると考えておられるのかどうか、この点を確認させていただきたいと思って手を挙げました。よろしくお願いいたします。

○遠藤主査　吉田様、次の竪山様のお時間もありますので、簡潔に御回答いただければ幸甚です。

○らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団　これは統一交渉団で今の質問を想定して議論したことがないので、個人的な見解ということになりますけれども、どういう場合に差別的取扱いになるかということについては具体的に考えるほかなくて、個人的にどうかと言われますと、いかなるということですから、当然それは許されないということになりそうではありますけれども、ただ一方で、感染が広がっていくことを防止するためのあらゆる措置を講じる中で、いろいろな交渉は確かにあるとは思います。どの辺で線を引くかということについて、はっきり申し上げることはできません。申し訳ありません。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　御質問ですか。竪山様のお時間があるので、尾上さん、手短にお願いいたします。

○尾上構成員　DPIの尾上です。ありがとうございます。

　時間の関係で省略された16ページにあります５条１項３号のところに関して、（４）で拘束、威圧的な言動、暴力的行為は宿泊業者の裁量的判断でそのように解釈されるおそれがあるから、より明確化され、かつ限定されなければならないというのは全く同感なのです。

　第１回のワーキンググループで、精神障害者関係の団体の方から、精神障害のある人がホテルに宿泊しようとしたところ、それで精神障害者手帳を提示したところ、それだけで安全上の問題に乗じてチェックインを拒まれた。しかも、不条理な扱い、突然の宿泊拒否なので、少し大きな声になったら、そのことも拒否の理由にされてしまったという事例がありました。そういう意味で、不当な取扱いに対して抗議もできない状況になりかねないなと思いました。この点、書かれている部分の省令について、具体的な提案があればお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団　文言の提案でいいですか。

○尾上構成員　特にここの「より明確化されかつ限定されなければならない」ということで、例えばこういうふうな限定の仕方がみたいなこととかがあれば、御意見をいただければと思った次第です。

○らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団　具体的にというのはなかなか難しいのですけれども、ガイドラインとかで場面を具体化するということは考えられるかなと思います。

　以上です。

○尾上構成員　ありがとうございました。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　お時間が迫っておりまして、申し訳ありません。

　お待たせいたしました。引き続き、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会の意見聴取を実施させていただきます。ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会の竪山様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の御説明についてよろしくお願いいたします。

○ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会　ただいま御紹介いただきました、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会全国の竪山勲でございます。

　2001年の熊本地裁での勝訴判決をいただいたときの第一次の原告であります。裁判を立ち上げた者の一人でございます。

　この暑い日の実に眠たい時間帯にこのような意見聴取ということで、私もそうですけれども、皆様方も大変であろうなと思っております。

　改正旅館業法の施行に向けた私どもへの意見聴取ということでございます。このことにつきましては、改正旅館業法の政令・省令・指針等の制定に関する意見書を既に提出しているところでございます。ただいま、弁護士のほうから御紹介をしたところでございます。

　そこで、この旅館業法のいわゆる改正問題に関しましては、今まであらゆる場を通じて私どもの意見を述べてまいりました。この旅館業法の問題に関しましては、2003年に起きた熊本における宿泊拒否事件が何の教訓にもなっていないということを露呈したものであり、実に不快この上ない旅館業法の問題であると申し上げておきたいと思います。

　そもそも、宿泊を生業とするはずの旅館業者が宿泊を拒否することができるなどという自らのなりわいを否定するような法律をつくろうとするということ自体が私には到底理解できないのです。旅館業に従事する者たちを特定感染症から守るためという理由であったにしても、その視点そのものがそもそも間違っていると言わざるを得ません。

　まず私たちが考えなくてはならないことは何か。特定感染症に罹患した人の命と人権そのものをどのようにして守るかということから全てのことをスタートさせるべきであります。我が国における感染症に対する立場は、社会防衛論の立場に立った感染予防策が取られております。社会防衛論の立場に立つと、感染源からの市民を守るということを第一義と捉えまして、一番苦しんでいる感染者の命、人権などはどこかに置き去りにされてしまう。排除の論理そのものであります。旅館業法により宿泊ができなかったものは、先ほどもお話がございましたけれども、野宿ということもあり得るわけであります。もしその者がそうして死に至ろうが、それでもいいということになります。

　私たちは旅館事業者から宿泊を拒否された者たちであります。2003年のあの熊本における温泉ホテルの宿泊拒否事件は、宿泊拒否にとどまらず、心ない市民によるハンセン病患者らに対する差別文書事件にまで発展いたしました。おびただしい数の差別文書が恵楓園や私のところにも届けられたわけであります。お前たちは鏡を見たことがあるのか、それが人間の顔か、温泉に入る前に棺桶に入れと記された手紙がございました。皆様にはぜひともこの差別文書をその目で御確認していただきたい。

　私たちハンセン病を病んだ者たちは、なるべく市民の皆さんに迷惑をかけないように、そういう思いで生きています。食堂やレストラン、ラーメン屋さん、おそば屋さんなどから入店拒否を受けてきた事実があります。2003年の熊本における温泉ホテルの宿泊拒否から間もない2004年に、私は療養所から退所いたしました。鹿児島県の支援の会の皆さんが温泉ホテルに電話を入れて、ハンセン病療養所からの退所者である私の宿泊と退所祝いを行いたいがとホテル側に相談をしたところ、たしか５つのホテルのうち、４つのホテルからお断りの連絡を受けた。そして、５つ目のホテルから宿泊と退所祝いの場を貸していただいたということがありました。

　宿泊拒否は遠い過去の問題ではありません。ハンセン病の後遺症で外貌に変形を来した私たちの姿形が醜いということは、私たちハンセン病病歴者が一番よく知っています。そうであるがゆえに、皆さんになるべく不快な思いをさせないようにと社会内でもひっそりとひっそりと生きているつもりであります。

　私はハンセン病裁判を提起した最初の原告13名の中の一人であります。現在でも月に１回とか２回とか、多いときには３回以上上京してそして、厚労省やハンセン病問題の議員連盟の皆さんとのハンセン病問題の全面解決に向けた協議を行っております。

　ハンセン病の後遺症で尿閉という尿が出にくい後遺症を抱えている私は、飛行機や列車などでの移動ができません。鹿児島から東京までの往復約3,000キロの道のりをかみさんが運転する車で上京しております。そのために、何泊かしながらの上京であります。体調が少しいいときには、行きに３泊、４泊、帰りに同じように３泊、４泊しながらの行程であります。そのときの宿泊は、多くの方が利用するようなホテルには宿泊しません。宿泊拒否事件があった当時は、中古の宿泊ができるキャンピングカーを安く購入し、高速道路のサービスエリアやパーキングで宿泊しながら上京していました。このキャンピングカーが壊れて廃車になった後は、一切人と顔を会わすことのないカーホテルに宿泊をして行き来をしております。

　そのように。社会の皆様に気を使いながら私たちは生きているのであります。宿泊拒否も入店拒否も同じことであります。宿泊拒否を受けたことのあるハンセン病元患者らにとって、宿泊拒否という言葉がどれほどひどい言葉であるか、いわゆる宿泊拒否ができる法律をどうして私たちが賛成できるでありましょうか。旅館における宿泊の拒否、様々なところにおける入店拒否、それらのことをらい予防法という法律の下で受けてきた者として、一つの法律が拡大解釈をされ、ひいては優生保護法まで適用するというとんでもない二重、三重の人権侵害まで引き起こした歴史がございます。一つの法律は一つの法律にとどまらず、何らかの形で拡大解釈をされて行きます。ハンセン病におけるらい予防法を拡大解釈して引き起こされた多くの人権侵害があります。一つ一つ例を上げれば時間がありませんので、置いておきますが、これらのハンセン病問題の歴史に学ぶのではなく、歴史に逆行することに対し、私たちがこれでよしという立場に立てるわけがないのであります。

　とは言いましても、この改正旅館業法は国会を通過いたしました。この旅館業法そのものも多くの問題や曖昧なところをたくさん含んだ法律であります。法律によって差別が行われ、法律によって人権が侵されるようなことがあっては断じてなりません。法の運営に当たっては、提出してあります意見書に沿った法の運営に向けて徹底した議論がなされることを強く申し入れるものであります。

　時間も限られております。以上で意見表明を終えますが、最後に一言、宿泊拒否を受けたことのないあなたたちに、宿泊を拒否された者たちの悲しみや怒りが分かろうはずがないということを申し添えて、私の発言を閉じさせていただきます。

　以上です。

○遠藤主査　竪山様、ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員におかれましては、挙手の上、私が指名しましたら、名前を名乗って御発言をお願いいたします。

　竪山様、どうぞ。

○ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会　竪山です。一言だけよろしいですか。

　2003年の宿泊拒否事件があってから、旅館業界においてどこでハンセン病問題を勉強しようということがあったでしょうか。私はただの一度も呼ばれたことはない。ハンセン病問題について話をしたこともない。こういう人間を否定するような宿泊拒否というような法律をつくること自体が間違いなのですよ。そういう宿泊を拒否したい旅館等であるならば、やめたらよろしい。これは自分たちの生業を否定するにほかならないことです。

　私は先ほど申し上げましたように、皆さん方にこの顔を見せたくない。この鼻や手などを見せたくない。この手を見てください。嫌な思いをさせたくないから、ポケットの穴に手を突っ込んで歩くのです。顔にはまさか頭巾なんてかぶれませんから、皆さんに顔を出さないように、私はいつもカーホテルですよ。顔を合わせなくて済むのです。皆さん方も行ってみてください。ただの一人とも顔を合わせません。それでもなお、私は自分でキャンピングカーを買って、中古のキャンピングカーはすぐに壊れましたけれども、その中でごはんを買ってきてもらって、車の中で飯を食いながら３泊、４泊して上京しました。降りるのはサービスエリアのトイレだけです。私たちの前にこのような宿泊拒否という文字なんかを見せないでください。どういうつもりであなたたちはこんなことをやっているのですか。冗談じゃない。

　以上です。

○遠藤主査　御意見ありがとうございます。

　御質問はよろしいですか。

　それでは、お時間となりましたので、らい予防法違憲国家賠償訴訟瀬戸内弁護団、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会の意見聴取を終わります。吉田様、竪山様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

　それでは、Webexから御退室をお願いいたします。

（ヒアリング団体退室）

○遠藤主査　ここで予定では55分から再開、それまで休憩ということで、10分ですかね。予定より５分短くなっておりますが、予定どおり14時55分から再開させていただきます。

（休　　憩）

○遠藤主査　それでは、時間となりましたので、ワーキンググループを再開させていただきます。

　次は、認知症の人と家族の会でございます。意見を聴取させていただきます。

　認知症の人と家族の会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の御説明についてよろしくお願い申し上げます。

○認知症の人と家族の会　既に文章でもお出しさせてもらいましたけれども、感染症に関して、手洗いに関してですが、そこに書いておりますように、本人はそのときには理解をするのですけれども、すぐに忘れてしまってマスクを取ってしまうとか、手洗いもなぜやらなければいけないのかということで、なかなかうまくいかないということがあります。自分に症状があっても、うまく自分の異変を伝えることが難しいというのもあります。症状があるから、お部屋でお過ごしくださいと言われても、そのこと自体の理解、そのときは分かっても、やはり記憶の障害があることや、制約された生活とか時間を過ごさなければいけないというところでなかなか難しくて、外に出ていってしまうということがあって、隔離ということも困難になってくる場合があります。

　以上のようなところです。

　差別解消法の関係ですけれども、まずは周りの皆さん、特に旅館とかホテルの従業員の皆様に認知症のことを理解していただきたいということはあります。例えば、お話はできても文字を読んだりすることは難しい方がおりますし、お話は難しくても文字とかそういうものは理解できるという方もおります。例えばおトイレのマークとかがあるように、絵で旅館とかホテル施設の場所を書いたようなものがあるといいなと思います。

　先ほど最初に言いましたけれども、認知症の人は何もできないとか何も分からない人というような御理解をされている方がまだたくさんいらっしゃるので、そうではないと。認知症の人はすごく症状の幅が広くて、認知機能としては、正常が10であれば、ほんの0.5とか１ぐらいの方から３ぐらいが障害を受けたり、ほぼ９ぐらいの方であったり、認知症の人と言っても幅が広いので、この方はどんなふうな御理解がいただける方なのかというふうにお一人お一人にきちんと向き合って確認をしながら、あと、話しやすい雰囲気の中でお話をしていただければと思います。

　前頭葉、側頭葉の認知症の方というのは、社会的なルールとかというようなことを忘れてしまわれたり、そこの機能が障害されているということもあるので、例えばお土産物でこれいいなと思ったら、お代金を払うということを忘れてしまったり、例えばお風呂のルールとか、タオルを入れてはいけないとか、そういうふうなことが昔はできていても、病気になってからは難しいというようなこともあります。

　脱衣室では、やはり衣類を入れたロッカーや籠が同じで、扉が同じようにあると、例えばロッカーの番号を照らし合わせなければいけないとかとなっても、番号を記憶できていないと間違って他人の籠やロッカーを使用してしまうことがあります。スリッパでも多いです。お部屋でもそうです。館内で迷子になってお部屋に戻れないとか、お風呂の中ではほかの方の衣類を間違って着てしまうとかというのがあったり、御夫婦で旅行されている方が、例えば奥様が御病気であった場合、別々でお風呂に入らなくてはいけないけれども、その際にやはりトラブルになったり、お風呂は入れたけれども外に出てお部屋に戻れずに行方不明になられたとかというのがあるので、その辺り、例えば旅館の方に事前にお話をしていれば、旅館の方が見守りを少ししていただくとか、何かそういうことがあると楽しい旅行というのと温泉というのを楽しめるかなと思います。

　やはり動ける、歩けるとか、家族で楽しめる時間というのは、どうしても進行性の疾患なので限られているので、そういう楽しめる家族での思い出づくりのときには、そういう旅館とかホテルの方もそこを配慮していただいて、皆様に、研修のところで書いていますけれども、認知症という病気の幅の広さとか、どんな対応をすればいいのかとか、旅館の中での表示をどうしておけばいいのかとか、そういうことを考えていただいて、工夫をしていただければと思います。

　私のほうからは以上です。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員におかれましては、挙手の上、私が指名したらば、お名前を名乗って御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

　石原構成員、お願いいたします。

○石原構成員　日本ホテル教育センターの石原でございます。

　個人的なことなのですが、私も母が実は認知症で、今、母の看護をしておるのですけれども、やはり旅行に行きたい。身体的な現状ですので、見た目も分からないのでということで、家族あるいはヘルパーさんたちと一緒に旅行というのは定期的には行っておるのですが、うちの場合は宿泊施設に向かって、うちの母親は実は認知なので、何かお手伝いをしていただくことがあるかもしれませんということを最初に言ってしまって、それでホテル側にも全面的な協力を求めるという形にしているのと、やはり徘徊されたり食事したことを忘れてしまったりするので、必ず誰かしらが同行して順番に見守りをするということは徹底して、宿泊施設側に御迷惑をかけないようにというようなこともやっておるのですが、宿泊施設に話を聞くと、そういうふうに最初から言っていただければ、ホテル側としても、旅館としても見守ることは幾らでもできる、むしろお手伝いさせていただきたいと。ただ、見た目はやはりおっしゃっていただいたとおり分からないので、家族たちで何とかできると思っている方も多く、やはりそういう事実をホテルに告げずに宿泊されて、何かあったときに実はこうなのですと後からおっしゃられる方が非常に多くて、その辺りの連携を取るために、宿泊される際に宿泊施設に対して実はというようなことを最初に言っていただけるとありがたいなというお声も幾つか挙がっていまして、その辺り、それが絶対とか義務ではないのですけれども、お互いにコミュニケーションを取って、双方いい関係でいるためにはそういうことも必要かなと思いまして、その辺り、どんなお考えかをお聞かせいただければと思いました。

○認知症の人と家族の会　ありがとうございます。

　旅館の方々とかホテルの方がそんなふうに思っていらっしゃるということ自体を私たちはあまり存じ上げなかったので、とてもうれしいことです。

　あと、家族としては、少し物忘れとか今までと行動が違うなと思っていても、認知症だと思っていなくて、実際に今までと違う場所に行って事が起きたという御家族も結構あるのです。そこで行方不明になって初めて、やはりおかしかったし、病院に行かなければというところもあるので、その辺りも反対に旅館の方々にどのような形で、御配慮いただけているということはとてもうれしいのですけれども、何かそういうアナウンス、例えば障害の方とかへの配慮とかこういうことができますよとかというような御案内とかはあるのでしょうか。双方だと思うので。

○石原構成員　石原でございます。

　私もそういう話をしたことがあるのですけれども、一番のポイントは、うちの母親もそうなのですが、他の病気と違って御本人に自覚がないのです。ですから、そういう方向けに何か掲示をしたり、何かそういうものを入れたとしても、本人は自分には関係ないと思っているので、それを読んだり見たりしてくれないというのがありまして、結局、周りの同行している者たちがそれを見て、ここはそこまで考えてくれているんだなとか、あるいはそこまでいっても我々が結局見なくてはいけないのだなと思うことが多いので、同行者たちの負担を減らすためにも、御本人はこうだという情報連携を宿泊施設側と取るような体制が一番大事かなとは思っております。

○認知症の人と家族の会　私たちも今お聞きしたことはいろいろな形で会員たちにもお伝えしていきたいと思います。ありがとうございます。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

　それでは、お時間となりました。認知症の人と家族の会の意見聴取をここで終わりたいと思います。認知症の人と家族の会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○認知症の人と家族の会　ありがとうございました。

○遠藤主査　それでは、Webexから御退室をお願いいたします。

○認知症の人と家族の会　失礼いたします。

（ヒアリング団体退室）

（ヒアリング団体入室）

○遠藤主査　それでは、全国がん患者団体連合会の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

　全国がん患者団体連合会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の御説明についてよろしくお願いいたします。

○全国がん患者団体連合会　かしこまりました。

　私、本日、全国がん患者団体連合会理事長の天野慎介が説明させていただきます。

　全国がん患者団体連合会はがん患者団体の連合組織でございまして、今では53団体、会員総数は２万人程度いる団体となります。

　まず、私から順に資料を基に説明させていただきます。

　１つ目の論点についてですが、特定感染症の症状を呈している方の濃厚接触者、同行者については、感染している可能性を否定できないということですから、感染防止対策への協力要請の対象とすることは許容されると考えております。

　２つ目の論点でございます。有症状者等、あるいはその他の者に求める協力の内容については、感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものであるということを前提とすれば許容されると考えます。また、報告の内容及び方法に関しては、書面または電磁的方法による報告とすることも、診断の内容を正しく伝えるという観点から許容されると考えております。

　３つ目の論点でございます。この点に関しましては、がん患者に関しましては、がんの病態あるいは進行により腫瘍熱を生じる場合がございまして、あるいは治療に伴って骨髄抑制、すなわち白血球などが減るということに伴って発熱を生じているという場合もあり得ます。そもそもそのような身体状態であれば、旅行を控えるべきではないかと考えることもできますが、一方で、現在、がん患者さんはできるだけ仕事や日常生活を送りながらがん治療を継続するということが医療現場として広まっていますし、国のがん対策推進基本計画においても同様の施策が推進されているところでございます。また、近年では、遠隔地の医療機関で外来の化学療法や放射線療法を受けるために、宿泊して治療を受けている患者さんもいらっしゃいます。よって、がんの治療中であることを示す書類等を所持している場合には、協力の求めに応じない、もしくは応じないというよりは応じることは難しいと考えていただきたいのですが、そういった正当な理由の一つとして考慮されるべきでないかとは考えております。

　４つ目の論点でございます。過去に複数の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実があることを鑑みれば、いわゆる感染症法等において求められた措置を超えた過剰な対応や制限がなされないように留意することが必要と考えております。また、一方的に協力要請のみをされても、協力要請をされた者の立場として非常に困るということもあり得ますので、協力が必要となる内容と理由について説明するような資料、あるいは例えば受診しなければならない医療機関等が生じた場合に備えて、そういった連携する医療機関のリストなどをあらかじめ用意していただくなどして、丁寧に説明していただくことが必要ではないかと考えます。

　５つ目の論点でございます。宿泊客から従業員に対していわゆる威圧的な言動や暴力行為があった場合というのは、当然犯罪に当たる場合もございますので、これらの要求は当然のこととして対象としますが、いわゆるほかの宿泊客からの要求の内容や要求を実現するための措置が社会通念上不適当であるようなものについては、そもそも何をもって不適当とするかの線引きが困難な場合もあると考えます。例えばがん患者のことを考えますと、がんの病態や治療によっては身体的なハンデ、あるいは障害を負っている場合もありまして、これらについてはむしろいわゆる合理的な配慮が必要な場合に該当することも考えられます。よって、威圧的な言動や暴力行為等については当然対象とするとしても、社会通念上不適当であるようなものについては対象としない、あるいはあえて対象とする場合には、そもそも、こういった私たちがん患者に限りませんが、合理的な配慮が必要とされる具体的な事例をＱ＆Ａ等で明示していただく必要があると考えます。

　６つ目の論点でございます。これについては、がん患者ががんであることのみを理由として宿泊拒否に至ったという事例は、私たちのところでは認識はしておりませんが、ただ一方で、例えば乳がんの患者さんが大浴場などでの入浴に際して胸を覆う肌着である入浴着、これについては厚生労働省からも入浴着を着用して入浴するがん患者さんはいるという周知がされている状況はございますが、にもかかわらず、入浴を拒否された事例が実際に存在しまして、がんの病態や治療によっては、ハンデや障害を理由に宿泊時に不利益を被ったという事例というのは存在しております。

　最後の論点でございます。前記のとおり、例えば乳がんの患者さんが大浴場での入浴に際して入浴着を着用しての入浴を拒否された事例であるとか、あるいは別の事例ですと、大腸がんでオストメイトの患者さんがトイレや入浴の際にやはり身体的、精神的な障壁を感じたという事例があります。こういったがん患者さんに対して特別に配慮や対応を行っている宿泊施設も増えてはいますが、そういった対応を行っていない施設もありますし、あるいは行っていても周知や広報が十分に行えていない、つまり、がん患者が宿泊したいと思ったときに、どこの旅館等に宿泊すればこういった対応をしていただけるのかというのが分からないということも非常に問題だと思っております。なので、可能であれば、がん患者など当事者の意見を反映した形での研修、あるいは厚生労働省によるモデル研修の策定を実施することが望ましいと考えております。

　なお、旅館業に関わる従業員の中にも、がんに罹患し、仕事を持ちながら治療を受けている人たちもいらっしゃいまして、こういった方たちからは、いわゆるこういったコロナ禍において様々な感染症に感染するリスクがある、おそれがあるということで、そういった不安を抱えながら仕事をしている場合もありますし、また、がんの病態によっては身体的な制約が生じる中で仕事を継続されているという方もいらっしゃいます。研修については、こういった従業員の雇用継続あるいは健康保護の観点からの内容も含むことを御検討いただきたいと思っております。

　また、従業員の研修とは別に、旅館等が行う感染対策について、宿泊客が理解を得るための公的な啓発資材等の準備も必要と考えております。

　私どもからは以上でございます。

○遠藤主査　天野様、御説明ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員、よろしくお願いいたします。

　まず、德田構成員、お願いいたします。

○德田構成員　非常に明快な御説明をありがとうございました。

　ハンセン病訴訟弁護団の弁護士の德田と申します。

　２点ほど教えていただきたいのですけれども、最初に対象の範囲の問題で、濃厚接触者と同行者についてなのですけれども、同行者を対象にすべきだという理由として、特定感染症に感染している可能性を否定できないということを挙げていらっしゃるのですけれども、感染が疑われる場合、これは濃厚接触者だと思うのです。しかし、同行者は感染の可能性を否定できないというのにとどまっているわけですので、濃厚接触者と同行者というのは概念的には明確に区別されるのではないかと思うのですけれども、ここで感染する可能性を否定できない同行者は許容すべきだとされた根拠について、もう少し御説明いただけないかというのが第１点です。

　それから、２つ目が、がんの治療中であるということを示す書類等を示した場合には、例えば腫瘍熱等が発生している方の場合に、これを示すことによって特定感染症ではないといった証明ができるのではないかと。大変貴重な御意見だと思うのですが、このがんの治療中である示す書類としては、具体的には何を考えられるのか教えていただければと思います。

　以上２点です。

○全国がん患者団体連合会　ありがとうございます。

　１点目の御指摘については、確かに御指摘のとおりでございまして、同行者に対しても同様に協力要請の対象とすることは過剰であるという御指摘はもっともであると思います。ただ一方で、私も医療者ではないのでこの辺りの理解が十分ではないのですが、いわゆる症状を呈していない方でも感染しているというケースが実際にあり得ると考えておりまして、本当にそういった感染対策というものを重視した場合には、同行者についても協力要請の対象とすることは許容される場合もあり得ると思いますが、ただ、御指摘のとおり、同行者をそもそも本当に濃厚接触者と同一視していいのかということについては、御指摘のとおり、議論の余地は十分にあると考えております。

　２点目の御指摘に関しましては、具体的には一番確かであるものは、例えばいわゆる診断書といったもの、医師から出された、主治医が出された診断書というものがあり得るかと思いますが、ただ、そうすると、診断書は手間も費用もかかるものでございまして、それ以外に例えば厚生労働省様のほうで診断書に代替し得るものとしてこういったものがあるということを例示していただけるのであれば、そういったものを許容していただいたほうが費用も手間も過剰な負担も生じないということはあり得ると考えております。

○德田構成員　ありがとうございました。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　ほかの御質問はいかがでしょうか。

　亀岡構成員。

○亀岡構成員　全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の亀岡と申します。

　２点質問させてください。

　１点目なのですが、まず７点目の研修の実施について、まさに入浴着の話とかをきちんと取り入れて、宿泊施設の従業員の皆さんに御理解とかをいただけるようなものにしていきたいなと思っているのですが、この文章の最後の研修については、こういった従業員が雇用継続と健康を保護する観点からの内容も含むとありますが、これはどういったものを想定しているのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

　２点目なのですが、これは純粋に教えていただきたいのですが、５点目の法５条１項３号の件の文章の２行目、かぎ括弧で「宿泊客からの要求の内容や要求を実現するための措置が、社会通念上不適当であるようなもの」とあるのですが、これは何を引用されたものか教えていただければ幸いです。

　以上です。

○全国がん患者団体連合会　ありがとうございます。

　私から、まず１点目につきましては、いわゆる厚生労働省における、厚生労働省だけではないのですが、がん対策の施策の中で、がん患者さんの就労支援あるいは両立支援というものは施策として行われておりまして、これは旅館業のみにとどまらず、特定の業種にとらわれず、多くの業種においてがん患者さんががんの治療を受けながらも仕事を継続することができるようにするというような両立支援という施策が行われているところでございます。

　この部分については、今、このコロナ禍で、がんの患者さんというものに対して、例えば感染しやすいであるとか基礎疾患を有しているということによって、非常に患者さんが不安を感じながら就労してきていたということが旅館業にとどまらず複数の業種でございまして、そういったことについて、こういった社会の理解というか、そこの理解というものをがんの施策は推進されているところでございますので、従業員に対して研修を行っていただけるのであれば、そこに合わせる形で少しでも盛り込んでいただけると、実際に旅館業の中でがんを抱えながら仕事をしている方の就労の継続あるいは両立支援に資するものだと考えまして、入れさせていただいたという趣旨でございます。

　２点目のこの部分については、いわゆるカスタマーハラスメントというものについて、インターネット上でそもそもカスタマーハラスメントというものはどういったものが該当するのかということについて、例えば法律家の方であるとか、そういった方々がインターネット上で複数のそういった解釈を示されていて、それらから引用させていただいたというものになります。

　私からは以上でございます。

○遠藤主査　ありがとうございます。

　ほかに御質問は。

　尾上構成員、お願いいたします。

○尾上構成員　DPIの尾上と申します。

　御説明ありがとうございました。

　先ほどの「社会通念上不適切な」という部分に関して、それを使うべきではないということについてなるほどと思いました。といいますのも、言うならば障害のない人、あるいは病気のない人、いわゆる多数派の人たちの通念というのがここで言う社会通念上ということで、それが不適切ということは、結局、障害があったり病気がある人は排除されかねないということなのだなと思ったのですけれども、今の社会通念上のものではなくて、合理的配慮をちゃんと確保しなさいというのがやはり障害者差別解消法上のアプローチだと思うのですが、その点で、先ほど入浴着やオストメイトの使用者の方の例を出されましたけれども、ほかにがん患者の立場から合理的配慮はこういったことを考えてほしいみたいなことで幾つか事例があれば、限られた時間ですが、御紹介いただければありがたいです。

○全国がん患者団体連合会　ありがとうございます。

　代表的な事例として、また、患者さんから非常に御指摘が多いというのは、まさにこの乳がんの患者さんの入浴着あるいは大腸がんの患者さんのオストメイトということになりますが、ほかには、例えば口腔がんであるとかそういった患者さんとかになってきますと、非常に一般的ではないような外見を呈している方もいらっしゃって、こういった方に対しても差別的な言動とかそういったものがあることも実際にございますし、あと、同じように口腔がんということですと、例えば入浴中とかに気管孔にお湯が入ってしまうと溺れてしまうといった事例も実際にあったりするのです。ただ、それは例えば旅館で具体的にどういった対応をできるのかはなかなか難しいところがありまして、私たちも一緒に考えていかなくてはいけないような事例ではありますが、そういった方がいるということを知っていただけるだけでも私としては研修としての意味はあると考えております。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　ほかにいかがでしょうか。

　では、三浦構成員、先にお願いいたします。

○三浦構成員　１点なのですが、がんの患者さんが発熱した場合に、それが腫瘍熱であるのか、それとも腫瘍熱ではない原因によるものかというのは、患者さん御自身は分かるのですか。

○全国がん患者団体連合会　ここは実は非常に難しいところでして、恐らく患者自身ではどちらのものか分からない可能性が高いかなと思っております。ただ、いわゆる典型的なということであれば、腫瘍熱ということであれば、ほかに例えば感染症、風邪とかでは、例えばせきが出るとか、たんが出るとか、そういった風邪のような症状がないのにがん治療中に熱が生じたということであれば、腫瘍熱の可能性が高いということが言えるかと思うのですが、御指摘のとおり、腫瘍熱と感染症の発熱というのをきっちり分けるとなると、医師の診断等が必要になる。場合によっては医師も難しい場合もあるかもしれない。そこが非常に難しい点だと思っております。

○三浦構成員　ありがとうございました。

○遠藤主査　永山構成員、お待たせしました。

○永山構成員　永山でございます。

　一番最後に、従業員に対しても、従業員の中にはがんに罹患している可能性があるということで、やはり感染リスクというのは従業員とお客様双方向で起こり得るものなのだという概念を改めて書いていただきまして、大変ありがたいなと思っております。こちらについては、最終的な案に至るまで忘れないようにしていただきたいなと思っております。

　質問したいのは、先ほど德田構成員もおっしゃっていた、がんの治療中であることを示す書類等ということでございますけれども、こちらに対して、例えば宿泊施設側がそういったものを予約の段階でお聞きして、当日提示を求めるとか、そういったことに対して、プライバシーの観点からこれはできないとか反対だといった可能性はあるとお考えでしょうか。

○全国がん患者団体連合会　ありがとうございます。

　今の御指摘はそのとおりで、いつもはがんであるということをオープンすることは非常に社会的にもまた障壁がございまして、なかなかがんをオープンしていない方はかなり多くいらっしゃって、そういった御指摘は十分ありまして、それは現在においてもがんであるということを殊さらにオープンにしたくないという方は一定数いらっしゃいます。一定数というか、当然いらっしゃるということだと思います。なので、みだりにこういった書類の提示を求められるとなると、当然がん患者さんとしては非常に負担を感じるということがありますので、これもやはり協力の求めに応じないという正当な理由を示してもらわなければいけないという特定の状況において限っていただくとしたほうがより適切かなと考えております。

○永山構成員　ありがとうございます。

○遠藤主査　ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

　それでは、ほぼ時間となりましたので、全国がん患者団体連合会の意見聴取を終わります。全国がん患者団体連合会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○全国がん患者団体連合会　ありがとうございました。

○遠藤主査　それでは、Webexから御退室をお願いいたします。

事務局でございますが、全国精神病者集団からこちらの方ずっとおりますでしょうか。

事務局でございますが全国精神病者集団山田さん、こちらの方出ておりますでしょうか。

（ヒアリング団体退室）

（ヒアリング団体入室）

○遠藤主査　では、続いて全国「精神病」者集団の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

　全国「精神病」者集団様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の御説明をよろしくお願い申し上げます。

○全国「精神病」者集団　私、全国「精神病」者集団運営委員を務めております、山田悠平と申します。

　本日は貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

　私たちの団体から既に提出したペーパーを基にして、まず意見陳述をさせていただければと思います。

　１点目です。宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについてということであります。改正旅館業法第４条の２第４項に係る国会答弁において、宿泊者に対する感染防止対策へ協力の求めに応じない正当な理由として、障害がある等の理由によりマスクが困難である場合が具体的に示されていることを高く評価したいと思います。しかし、精神障害のある者が新型コロナウイルスの影響が著しい時期に無理にマスクを着用したことで、心身の体調面の長期悪化につながった事例があることなどから、障害がある等の理由により協力の求めに応じない実効性を担保できるか、これについて憂慮いたします。特に、精神障害、発達障害のある者は見た目では分からないとされること、精神障害については根深い偏見があること、また、一部の者は障害特性から意思表示に困難が伴う等、こういった事情から現場での運用面での課題が生じないか懸念がございます。

　その解決策として、以下の２点について留意をお願いしたいと思います。

　１点目であります。障害がある等の理由によりマスク着用が困難である場合の対象群として、精神障害や発達障害のある者が含まれるということを研修等において具体的に明示し、これを広く周知していただきたいと思います。

　２点目です。防止対策の協力を求める際に、障害がある等の理由が協力の求めに応じない正当な理由となることについて、全ての被対象者に対して書面での説明を課す等の具体的な運用をガイドライン等で担保していただきたいと思います。

　なお、抗精神病薬の服薬治療の副作用等により平熱が37℃に近い者が、新型コロナウイルスの影響下において飲食店で実際に入店拒否に遭うという事例もございました。宿泊者に対する感染防止対策への協力を求める際には、対象者の平熱を考慮するなどして、一律の体温を理由とした協力要請にならない等の運用上の担保を併せてお願いしたいと思います。

　２点目です。宿泊拒否事由についてです。精神障害のある者の中には、体調の悪化に伴い、宿泊サービスに従事する従業員を長時間にわたって拘束をし、または従業員に対する威圧的な言動や暴力的行為をもって苦情の申出を行うこと等に該当し得ると見られかねない行動に至ることがあります。機能障害に伴う行為とした宿泊拒否は不当な差別的取扱いになりますし、苦情の申出なのか、それとも合理的配慮を求める意思の表明なのかは、宿泊サービスに従事する従業員の方々の主観的な判断になることに懸念がございます。

　「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」という規定があるようですけれども、これについては、2024年度の障害者差別解消法改正との整合性も踏まえると、旅館業者の多くは民間事業者であることから、精神障害のある者からの合意的配慮の提供を含むニーズが示された要求については、上記の実情に鑑みて、省令もしくは運用通知等において除外されることを明記することが適当であると考えます。

　３点目であります。差別防止のさらなる徹底について、今回、努力義務となる従業員の研修について盛り込むべき内容でありますとか方法等について、以下の３点について必要と考えております。

　１点目です。歴史的総括を内容とすること。旅館業法との密接な関係である1948年に公布された公衆浴場法は、第４条において「営業者は、傳染性の疾病にかかっている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える処のある精神病者と認められるものに対しては、その入浴を拒まなければならない」と定められておりました。なお、この文言は、1987年の精神衛生法の改正と併せて、公衆浴場法一部改正による精神障害者の欠格条項の削除が実現されるまで残存していたという事実がございます。差別防止のさらなる徹底については、このような歴史的事実を直視した総括を内容とすることが望ましいと考えます。

　２点目です。差別防止の研修モデル開発を行っていただきたいと思います。各事業者でのこれまでの献身的な努力は承知をしているところですが、今回、新たに国として事業者に努力義務を課すことから、差別防止のさらなる徹底についてのモデル研修コンテンツを制作することが適当であると考えます。その際、精神障害のある者を含む障害者団体の参加の下、経験や事例に即した具体的な内容が必要であると考えます。

　当会はこれまで東京オリンピック・パラリンピックを契機にした一般社団法人国土技術研究センターと公益財団法人交通エコロジーモビリティ財団との共同プロジェクトにおいて、交通事業者向けの障害の社会モデル研修コンテンツを制作した実績等がございます。今後の実施の予定の際には、ぜひ御協力できれば幸いでございます。

　最後３点目です。精神障害特性等についての理解の中身についてであります。精神障害や発達障害のある者は見た目では分からないとされること、精神障害については根深い偏見があること、また、一部の者は障害特性から意思表示に困難が伴います。このような社会的障壁に着目をした障害社会モデルの視角の下、精神障害の特性等についての障害理解、多様性理解の向上を内容とするものが適当であると考えております。

　以上、私たちの団体からの意見でございました。ありがとうございます。

○遠藤主査　山田様、ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員の方、よろしくお願いいたします。

　亀岡構成員、お願いします。

○亀岡構成員　全旅連の亀岡と申します。

　従業員の研修についてというところで教えていただきたいのですが、マル１の歴史的総括をということで、これはもう少しどのような内容を具体的に研修の内容に入れたほうがいいとお考えか、教えていただければと思います。

○全国「精神病」者集団　御質問ありがとうございます。

　研修の中身に関しての歴史的総括、この中身についての御質問をいただきました。先ほども申したとおり、いわゆる旅館業、これに関連した法律のいわゆる欠格条項の内容ですとか、これまで障害のある人が何らかの制度や仕組みの問題の一環として、いわゆる排除、障害を理由とした差別的取扱い、これが一個人や一業者というよりは、ある種法律や制度等何か別のものとして担保されていたことがありました。これは本当に歴史的な事実として大変重い問題だと私たちは考えております。こういったことを踏まえて、今、あるべき多様性だとか、ダイバーシティ・インクルージョンというものが価値としてこの社会を築いているのだということに理解を深めていただくことは極めて重要です。そのことに立ち返った上でのサービス業の在り方ということについての中身をぜひ研修として改めて確認いただくことが適当かと考えております。そういったことを踏まえて、あらゆる人々があらゆる形で旅館に親しみを持ってユーザーとして利用できること、至極当然なことではありますが、そういったことが今後ますます深い理解としても必要かと思い、そういったことを内容としていただくと、改めて多様性、ダイバーシティ・インクルージョとンいったことの学びをしっかりと捕捉する大きな出発になるのではないかなと考える次第です。

　亀岡様、お答えになっていますでしょうか。

○遠藤主査　よろしいですか。

　ほかに御質問はいかがでしょうか。

　德田構成員、お願いいたします。

○德田構成員　ハンセン病弁護団の德田と申します。どうもありがとうございました。

　１つだけお伺いしたいのですけれども、いわゆる単なる迷惑行為なのか、それとも精神障害があるがゆえの合理的配慮を求めているのかということをどういうふうな基準で分ければいいのかということなのです。これは省令だとか、あるいは指針の中で区別しなければならないと書くことは絶対にそうだと思うのですけれども、その区別をどうつけるのかというところが非常に難しいのではないかと思っていまして、それらを政令や省令で定めることができるのか、あるいはそれらを、今日も出しておられましたけれども、研修等の機会を増やしていただくような形で、いわばホテル、旅館業界の方々に理解を深めてもらうという形以外にはないのか、そこら辺で御意見があれば教えていただきたいです。

○全国「精神病」者集団　御質問ありがとうございます。

　いわゆる説明資料にもあった威圧的な言動というものが、双極性障害だとか統合失調症という診断の立場にある方は言動がややもするとそういったものに誤解されたりだとかということがあると思います。特に語気が荒くなってしまったりする、ことがサービスを提供する人からするとやはり威圧的な言動のようにお感じになるのだなと想定をしています。しかし、それは私たちが自覚的に、また意図しているものではなくても、迷惑行為とされないか、拡大解釈されてまことしやかに逆に合理化されないかという懸念があります。その観点での御質問かと思います。

　実際にまさに障害がある者が合理的配慮をもとめることなどが迷惑行為として扱いを受けないための担保を政省令だとか指針というものはぜひつくっていただきたいと思いますし、併せて研修とかそういったもので担保する。この２本立てでいくということが適当だと思います。一方で、精神障害については、その症状だとか、それによってなかなか一言でこれが精神障害なのだということが規定しにくい部分があるので、少なくとも精神障害があるという立場を明らかにした中でのやり取りがある場合は、威圧的言動等として解釈されないような形を担保していただくとともに、例えばですけれども、ヘルプマークみたいな外形的に障害があることを意思表示にするようなアイテムもありますので、そういったものを携行している人については、そのコミュニケーションにおいて、鼻から粗暴行為ということで一くくりにされないような在り方をぜひ検討いただけるといいのではないかなと考えております。

　私からは以上です。

○遠藤主査　尾上構成員、お願いいたします。

○尾上構成員　DPIの尾上です。

　どうも説明ありがとうございます。

　先ほど德田弁護士が質問された点とも重なるのですけれども、まず一つは、宿泊拒否事由について、５条１項３号に関する行為の中から合理的配慮を含むニーズが示された場合は除外されるべきだとのご意見は、そのとおりだなとまず思いました。

　その上で、本当に精神障害はいろいろな状態、あるいは体調によっていろいろだと思うのです。今回の意見書の中で、体調の悪化に伴い、従業員を長時間にわたって拘束しというのも、その現象だけ取ればいわゆる迷惑行為と見られかねないこともあったりするわけですが、その部分をしっかりと障害ということと切り分けて考えていってもらうための政省令やガイドライン、先ほど話していた研修というのが大事かなと思うのですけれども、さらに、先ほどバリアフリー関係のほうでつくられた研修の御紹介がありましたが、そこら辺から何か得られる知見というか、共有をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○全国「精神病」者集団　御質問ありがとうございます。

　確かに強調いただいたところですけれども、また、書面でも書きましたが、障害者差別解消法の合理的配慮を提供の法的義務化の流れもあって、この中身は本当に大事なところだと思います。その上で、法律文面で言うと拘束だとか威圧的な言動だとか暴力的行為、これが実際に何なのかということが明らかにできないという事情もおありかと思いますし、片やそれを免責的と言っていいのか分からないですけれども、精神障害の人の状況としてこういう場合は除外になるということを明示するかどうかということについても、やはり御判断に悩まれるところなのではないかなと思います。ただ、何らかの形で具体的に示すということをしなければいけないのではないかなと思っていて、これについては、まさに先ほど説明したような障害理解については、障害の社会モデルを一つ切り口としていただくと、大変重要かなと思っています。つまり、診断名とか症状だけをもってして何か精神障害の困り事ということではなくて、社会生活の営みの中で、つまり、機能障害と社会的障壁の相互作用であるという考えです。

　特に交通事業者向けの研修の中で強調したところは、体調等の悪化に伴って、例えば電車内で横になってしまう状況の方もいるのですけれども、一般的にそれは世の中の規範として迷惑だとされるわけですけれども、そういったニーズ、状況のある人が場合によっては乗客としているのだということをなかなか忘れられてしまうと困るわけです。多様な人々が多様な状況で生活している。そこに際してのリアリティーということを強調するとともに、社会モデルという観点での問題提起ということを考えていくことが必要だと思います。その際、やはり規範とか、いわゆるお行儀がいいだとか、そういったところに必ずしもうまくマッチしないコミュニケーションだったり態度を取ってしまう人もいるのだと思うので、これは致し方ない状況もあるのだということを少しでも知っていただくと、そういった状況に対して具体的にどうすればいいかということを考えるきっかけになるのではないかなと思います。

　私たちはそういった在り方の中で一つの考えや方向性を出しているのですけれども、ある種、今回で言えば威圧的な言動とされるものがやはり文脈だとかそういったものに依拠してくるのだという価値の転換であるとか、考え方を少し、違う角度から見ると必ずしもそう見ないのではないかとか、逆にそういったコミュニケーションが続く中でどうするべきかとか、具体的な状況の中で考えていくコンテンツが必要かと思うので、少し長くなくなってしまいましたけれども、社会モデルを勉強しながら、しっかりと事例に即してどうするべきかという問題をワークショップなどを通じてやる研修コンテンツが望ましいと思います。そういったことの学びをを通じて、全体として私たちとしても社会貢献につなげていきたいかなと思っております。

○尾上構成員　どうもありがとうございました。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　ほかに。

　三浦構成員、お願いいたします。

○三浦構成員　構成員の三浦です。

　今の点なのですが、体調の悪化に伴って、従業員を長時間にわたって拘束したり、威圧的な言動や暴力的な行為を行うと見られかねない行動になることがあるということは分かったのですが、ただ、従業員のお立場からすると、それが障害に基づくものであれ、カスタマーハラスメントであれ、従業員にとってはかなりきつい体験になると思うのです。そういった場合に、障害に基づくものであると分かった場合は、何かそれをカームダウンというか抑える方法というのはあるのでしょうか。それを教えていただけますでしょうか。

○全国「精神病」者集団　御質問ありがとうございます。

　現実的にまさにどうするべきかという問題で、それが先ほど申したワークショップなど、具体的な研修の中身で本当に蓄積がされる重要なポイントだと私も考えております。実際にいわゆる問題の所在が障害があることによって起きているかどうか、これによって、特に福祉事業者の方々の蓄積もあるのですけれども、対応策等についてはやはり重要だといった研究が出てきています。例えばですけれども、これは知的障害の人の話ですが、いわゆる強度行動障害とされる人の対応とか接遇においてどういった考え方が必要かといった福祉領域での蓄積があるようなのですけれども、こういったものも踏まえつつ、具体的にいわゆるトラブルといった場面の中で、それを回避したりだとか、状況を少し変えることによってコミュニケーションエラーを改善するといったことが、もちろん全てではないにしても、やりようは十分あるかなと思います。私たち当事者間の中でそういったコミュニケーションエラーがあることもあるのですけれども、やはりそういった学びや蓄積があることによって回避できたり問題もあるので、なかなか一言で申し上げられないのが歯がゆいところもあるのですけれども、これはやりようによっては修復はあり得ると思います、また一方で、宿泊業の業界全体として、これまでは事例の蓄積も困難であったのではないかと推察するところですが、逆にこれを機会に皆様の中で辞令については蓄積をいただくと、単に精神障害等の個別案件の接遇とか対応の問題ではなくて、全体としてホスピタリティー向上等にもつながると思うので、ここはぜひ図っていただきたいと思います。

　以上です。

○三浦構成員　ありがとうございました。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　お時間となりましたので、全国「精神病」者集団の意見聴取をこれにて終わらせていただきます。全国「精神病」者集団の山田様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○全国「精神病」者集団　ありがとうございました。失礼します。

○遠藤主査　それでは、Webexからの御退室をお願いいたします。

（ヒアリング団体退室）

（ヒアリング団体入室）

○遠藤主査　それでは、次に日本発達障害ネットワークの準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

　日本発達障害ネットワーク様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の説明についてよろしくお願いいたします。

○日本発達障害ネットワーク　日本発達障害ネットワーク事務局長の日詰と申します。お時間をいただき、ありがとうございます。

　私たちは日本発達障害ネットワークと申しまして、発達障害の当事者、支援者がネットワークを組んでいる団体でございます。

　今回の旅館業法改正については、書いてあるとおりですけれども、１つ目として、子供や障害者がマスクを着用できない場合があることは正当な理由であり、旅館業者はマスク着用を強制できない、強制をしないこと。

２つ目として、旅館業者が配慮を実施する上での過重な負担とは、明らかな感染症の疑いがある人への対応のほか、「従業員を長時間拘束し、威圧的な言動や暴力をもって苦情の申請を行う」をイメージしたものであって、障害者差別解消法の合理的配慮の要請は拒否理由にならないことと、といった我々が考えている事への対応が明記されていますので、我々としては今回お示しいただいたことに賛同しております。そのうえで、、特に今後、従業者への障害特性の理解を深める努力については、積極的に協力してまいりたいと考えています。

　発達障害の中には感覚の過敏さがあってマスクが着用できない者がいること、それから、コミュニケーションが苦手ですので、言葉だけではなくて、絵カードですとか文字とか、そういうことに切り替えること、そのようなことを現在国交省の交通機関の接遇ガイドライン等でも触れていただいていますので、そのようなことを選考の取り組みを参考にしていただければ大変ありがたいと考えております。

　短いですが、我々からの要請は以上です。よろしくお願いします。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員におかれましては、よろしくお願いいたします。

いかがでしょう。

　では、構成員の遠藤と申しますが、質問です。この国交省のつくられたガイドラインですが、これはホームページのウェブサイトをいただいているのですが、これを見れば分かると思うのですが、例えば何か１つ２つ具体的な例を挙げていただけますと助かります。

○日本発達障害ネットワーク　ありがとうございます。

　先ほどもお話ししたように、感覚の過敏さ、例えば音が普通よりも大きく聞こえ過ぎる、それから、触られると過剰に反応するということがあるので、例えば大きな声で話しかけないとか、文字で書いて説明するとか、静かな場所に行って説明をするとか、そういうふうに切り替えましょうと。しかし、そういった配慮が必要だと、周囲の方には分かりにくいので、御本人たちがヘルプカードというタグのようなものに、こういう支援をしてくださいというのを書いて持ち歩いていることが最近増えてきていますので、そういうものを見せられた場合には、ぜひ対応の仕方を切り替えていただく。これは今、国交省の例を出しましたが、金融庁の銀行等の窓口でも同じような支援をお願いしているところです。

　以上です。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　今お話にありましたヘルプカードですが、これはどこが発行しているものでしょうか。

○日本発達障害ネットワーク　もともとは東京都が作成したものですが、今、内閣府の障害者施策担当のホームページでも推奨しているもので、東京でしたらメトロとか、駅に行きますと、無料で申請すれば。

○遠藤主査　あの赤い十字の。

○日本発達障害ネットワーク　そうです。十字のものです。

○遠藤主査　分かりました。発達障害の方の特別のというわけではないということですね。

○日本発達障害ネットワーク　そうです。障害者や内部障害者などが利用しているものです。

○遠藤主査　分かりました。ありがとうございます。

○日本発達障害ネットワーク　発達障害は見て分かってもらいにくいので、最近持ち歩いている方が増えてきています。

○遠藤主査　そうですね。

　ほかに。

　德田構成員、お願いします。

○德田構成員　構成員の德田と申します。

　教えていただきたいのは、今お示しいただいた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」はとてもすばらしいと思うのですけれども、これはどういうメンバーが参加して、どういう手順でつくられたものなのか、それを教えていただくと、この宿泊に関連したガイドラインにも非常に役に立つのではないかと思うのですが。

○日本発達障害ネットワーク　調査班みたいなものを多分国交省が調査シンクタンクみたいなところに一つベースになる文章の作成を依頼していて、そこにいろいろな障害者団体が参加して、こういうものを入れてほしいというのを要望してまとめたものになります。なので、最終的に引き取ったのは国交省ですけれども、つくる過程では民間のシンクタンクみたいな調査会社を含めて、そこでいろいろな団体が意見を言って、最終的につくったというものになっています。

　国交省も最初はいろいろな団体のつくったものをコピーしていたのですが、それではなかなか項目が多過ぎるので、いろいろな団体で共有できるところは共通のものに整理しようというので、いろいろな団体を呼んで、実際に障害者団体同士ですり合わせというか話し合いをするというプロセスがありました。

　こんな感じでよろしいでしょうか。

○德田構成員　それは作成までにどれくらいの時間がかかったのですか。

○日本発達障害ネットワーク　どのくらいですかね。多分１年ぐらいかな。

　ただ、先ほどの金融庁の窓口の話でもそうなのですが、元ができているものを流用、窓口の話ですので、ほとんど変わらないかと思いますので、金融庁とかこの国交省のガイドラインを参照という形でお示しいただく形で、独自に最初からつくらなくても大丈夫ではないかと考えています。

　ありがとうございます。

○遠藤主査　ありがとうございます。

　ほかに御質問はありますでしょうか。よろしいですか。

　では、玉井構成員、お願いします。

○玉井構成員　構成員の玉井です。ありがとうございました。

　先ほどタグカードというようなお話があったのですが、これは各団体さんでつけるに際しての濃淡があると思うのですが、貴協会ではこれを積極的につけるようにという指導はなさっているのでしょうか。

○日本発達障害ネットワーク　いえ、積極的な指導は全くしていませんが、こういうものができたよという紹介をしたら、やはり発達障害は分かってもらいにくいので、あと、障害者手帳を取得していない方がたくさんいますので、代わりに御自分の判断でつけているというか、利用しているという方たちが多いという状況です。

○玉井構成員　ありがとうございました。

○遠藤主査　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、ちょっとお時間を残しておりますけれども、以上で日本発達障害ネットワークの意見聴取を終わります。日本発達障害ネットワーク様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○日本発達障害ネットワーク　ありがとうございました。よろしくお願いします。

○遠藤主査　それでは、Webexから御退室をお願いいたします。

（ヒアリング団体退室）

（ヒアリング団体入室）

○遠藤主査　それでは、本日最後になりましたが、日本自閉症協会の準備が整いましたので、意見聴取を実施させていただきます。

　日本自閉症協会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは御意見の説明についてよろしくお願いいたします。

○日本自閉症協会　大変申し訳ございません。

　自閉症協会としましては、お出ししている意見書のとおりにはなります。

　まず、宿泊者に関する感染防止対策に関する規定につきましては、特に厚労省の書いていただいているように、ガイドラインとか厚労省令の中できちんと基準を定めて、具体的かつ客観的な基準を示していただければありがたいと考えております。

　コロナ等のときに、障害特性のためにマスクをできないというようなことについては、厚労省でも通知を出していただいているように、通知を徹底していただいているということについては大変ありがたいと感じております。この旅館業法の規定につきましても、そのように障害特性に応じてきちんとガイドライン等で周知していただくということをお願いしたいと感じております。

　ただ、もう一つのほうの宿泊拒否事由については、前々から懸念しておりますように、

非常に自閉症協会としては危惧している部分があります。自閉スペクトラム症の人たち及びその家族というのは、これまでも障害特性から大きな声を出したり、一見すると挙動不審と取られるような奇異な行動を取ったりというところがあって、それをもって迷惑行為だと捉えられるということが非常にこれまでの歴史的な経過でありました。そのために、家族もですが、迷惑をかけないようにと考えて、どうしても遠慮をするというところがあった経緯があります。

　なので、例えば災害のときでも、災害のときに避難所に行く避難をしますね。でも、その場合に、やはりほかの避難してきている人たちに対して、自閉症の子供が大きな声を出したりすると迷惑がかかるのではないかということがあって、避難所には入れずに、その避難所の駐車場の車の中で過ごすという事例が結構たくさんあったところです。

　なので、迷惑客と定義されると、やはりそういうふうに見られて宿泊拒否をされるのではないかという思いがすごくあるところです。なので、そうならないように、厚労省令とかガイドラインにおいてきちんとそうならない手当てをしていただきたいと思うところであります。

　そのために、意見書の中では詳しく述べているところですが、特に迷惑客だとみなされた場合、過重な負担でもって迷惑客だとみなされる部分については、迷惑客だと判断するのは旅館の方ですよね。旅館の方が迷惑客だと思うことをもって拒否できるということについては、非常にそのことによって、本当は障害特性によってそのような行為になっているのですけれども、それが果たして旅館の方々に分かっていただけるのか。分かっていただけない場合は、障害によってこういう行動を取っているのだということが分からない場合は、迷惑客だとみなされて拒否されるのではないかとすごく恐れているところです。

　そのためには、何より旅館業に携わる方々に自閉症の障害特性というものをよく理解していただきたいと思います。ただ、自閉症という障害は非常に多様性があります。なので、一見すると全く分からないという方もおられます。すぐ分かるという方もいるのですけれども、全然分からない状況があるので、それでもって自閉スペクトラム症があるというのが分からなかったということを後から言われるということも非常にこれまでの事例ではたくさんあるところです。なので、拒否された後で分かったのでは遅くなりますので、事前に少なくともそういう障害があることで挙動不審だと見られることがあるということを十分に理解していただきたいと思います。なので、そこを厚労省令もそうですし、ガイドラインできちんと入れていただきたいと思います。

　具体的には、ここにありますように、迷惑行為というのが障害に基づくものである可能性があるということを踏まえた上で、やはり旅館の方たちが迷惑行為だと思って拒否できるというところで、そこに障害特性によるものである場合を除くというところを明記していただきたい。厚労省令の中でそのことを明記していただきたいと思っています。

　繰り返しますが、挙動不審だとか迷惑行為をすると誤解されかねない特徴がありますので、それは決して迷惑をかけようとかということを思っているわけではありませんので、そのことをもって拒否をすることのないようにしていただきたいと思っております。

○遠藤主査　恐れ入りますが、お時間があって、手短にまとめていただければと思います。

○日本自閉症協会　ただ、そこを一番に考えた上でこの意見書を見ていただけたらと思います。

　私からは以上です。

○遠藤主査　ありがとうございました。

　それでは、御質問のある構成員におかれましてはよろしくお願いします。

　玉井構成員、お願いいたします。

○玉井構成員　どうも御説明ありがとうございました。構成員の玉井でございます。

　１点、３ページの10ページの「但し、宿泊予約をする際に事前に申告が必要であるとするのは、障害を理由とした不当な差別的取扱いになると考えます」、この視点と、５ページのマル３の上に「よって」というところがあります。「よって、障害特性から生じている要件については、合理的配慮に限らず対象外とすべきです」。この２つの文章について、まず障害特性を施設側がきちんと理解し、対応しなくてはいけないということは当然ですし、努力していかなくてはいけないと思います。ただし、その前提として、やはり情報をきちんとつかんでいるということが施設にとっては非常に重要なことになってまいります。この辺が、コインの裏表ではないですけれども、情報の事前開示という視点とプライバシーという視点をどのようにお考えでしょうか。

○日本自閉症協会　もちろん、こちらのほうから事前に意思の表明をすることによって合理的配慮の提供を受けるということにはなるのですが、ただ、そのために意思の表明というのがあります。ただ、事前に何か義務づけるということについては、障害のある人についてだけ条件をつけるということになりますので、それは３差別的な取扱いになるということにはなります。だから、こちらのほうから何か合理的配慮をしてもらいたいという場合に意思の表明をするということは、提供する側に分からないのでするということはあります。ただ、拒否をするというのは、ともかく受け入れないということになりますので、それに対して条件をつけて拒否をするということについては差別的な取扱いになるわけなのです。３ページの意味はそういうことになります。

　ですので、もちろんこちらから例えば過剰な負担のあるようなことをしてほしいと合理的配慮の提供を求めるとします。それに対して、それを受けて、それについては対応が難しいですということは言っていただいて構わないのです。だから、過剰な負担なことまでをやってくれとは言いません。私たちは合理的配慮を提供する方にとって過重な負担まではやってくれとは言いません。だけれども、だからといって、できないからといって宿泊を拒否するということはやめてほしいのです。そこまではできないのであればいいですけれども、それ以上はやらないでいただかなくてもいいのです。ただ、全然できないということはないと思うのです。でも、どこまでできるのかということを検討していただきたいのです。ここまでならできるよということであれば、そこまでならいいですということで泊めていただくというのが宿泊するということになると思うのですが、はなからそんなことはできません、ともかく過重な負担なのでできませんということで拒否をされてしまうと、宿泊自体ができないということになりますので、ぜひその辺りを考えていただきたいと思います。

○玉井構成員　承知しました。ありがとうございます。

○遠藤主査　坂元構成員、よろしくお願いします。

○坂元構成員　構成員の人権教育啓発センターの坂元です。

　実は全く同じ質問をさせていただこうと思っておりました。というのは、本日のヒアリングの中で、フロントが障害者とカスタマーハラスメントの人を見分けるために、予約の段階で障害の特性が事前情報として伝わっていることにやぶさかではないという団体の意見表明がありましたし、他方で、予約の段階でどのような病気であるか障害であるかというのをみだりに求められるのはプライバシーの観点から困るという意見の団体もございました。

　そこで、貴団体におきましては、事前申告が必要であるとする。要するに、義務的にするのは不当な差別的に取扱いになると。そこで、事前に障害の特性を知っていれば、必要な配慮を提供できるし、提供したいと考える業者側と障害者本人の思いの兼ね合いをどこに置くのかというところが論点になるのかなと思いますので、例えば障害の特性を予約の段階等で任意に明らかにする。これについて、それを建設的対話の取っかかりとして認められるのかとか、この点を質問したいと思いました。

　私からは以上です。

○日本自閉症協会　ありがとうございます。

　こちらのほうでこういった合理的配慮をしていただきたいということが分かっていれば、事前にこちらのほうからお伝えをするということはもちろん必要なことなのでやりたい、今までもやっておりますし、やります。ただ、宿泊の段階に全ていつも私は自閉症なのでこういったことに配慮してくださいと絶対に言わないといけないのかというと、それは大変なことになってしまうということがあります。ただ、実際はそういう事前のところもありまして、行ってみて宿泊して、通常は要らないと思っていても、ホテルに行ってみたら、旅館に行ってみたら、例えばですけれども、思っていた以上にすごく音が聞こえるということが分かったので、そこで初めて言うということもあると思います。なので、合理的配慮というのは個別その場面ごとにも違いますし、その人によっても違って、そこに行ってみないと分からないということもあるのです。なので、その都度そこで言うわけです。でも、そのときには後から言われてもという形でうまく伝わらないということもあろうかと思いますけれども、そこでもめごとになって、かつ伝え方、コミュニケーションの障害でありますので、うまく伝わる、本人に分かるように伝わらないと、そこで混乱してしまって、それこそ問題行動と言われるようなことが勃発してしまってということになるのが非常に怖いところではあります。

○遠藤主査　よろしいでしょうか。

　それでは、お待たせしました。尾上構成員、お願いします。

○尾上構成員　DPIの尾上です。

　御説明ありがとうございました。

　特に強調されていたところ、障害特性から表面上は問題行動と捉えられる行為も、いわゆるカスタマーハラスメントとみなして宿泊拒否事由とならないようにしていただきたいという部分、これはほかの障害種別の団体さんからもほぼ同趣旨の要望のヒアリングがされているところなのですが、非常に重要な点だと思います。特に旅館業者さんの一方的な判断でみなされて拒否されないようにするために政省令や指針などで押さえるべきポイントみたいなことがあれば、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○日本自閉症協会　ありがとうございます。

　厚労省令の５条の１項３号に合理的配慮の提供は除くということを明記していただきたいのです。一見、迷惑行為と見られる場合があっても、それが障害特性によるものであるという場合は、それを除くということをやはりどこかで明記していただけたらと思います。

○尾上構成員　尾上です。ありがとうございます。

　一つは合理的配慮の提供を求めることを除く、二つ目は障害特性によるということを除くということ、この２つということですね。

○日本自閉症協会　すみません。１つ目が聞こえなかったのですけれども。

○尾上構成員　１つ目が合理的配慮の提供に関わるというか、それを求めることに関わることを除くということと、もう一つは、先ほど意見書の中では合理的配慮のみならず、障害特性から生まれる行為も除いてほしいということが書かれていたので、その２つを言われているのかなと理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○日本自閉症協会　そうです。

○尾上構成員　ありがとうございます。

○遠藤主査　お時間となりましたので、以上で日本自閉症協会の意見聴取を終わらせていただきます。日本自閉症協会様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○日本自閉症協会　ありがとうございました。

○遠藤主査　それでは、Webexから御退室をお願いいたします。

（ヒアリング団体退室）

○遠藤主査　それでは、大変予定時間をオーバーしてしまいましたけれども、全ての団体の意見聴取が終わりましたので、閉会とさせていただきます。本日はお疲れさまでした。

　事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○小野課長補佐　事務局でございます。

　本日は長時間にわたり意見聴取をいただき、ありがとうございました。

　また、本日の議事録や関係団体からの御意見をまとめた資料は、原稿ができ次第、各構成員及び各団体に送付・確認いただいた上で、厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いします。

　第３回ワーキンググループは８月23日水曜日10時から開催予定ですので、御参加いただく構成員におかれましては、よろしくお願いいたします。

　また、第２回検討会の開催日程等は追って御連絡申し上げます。

　以上です。

○遠藤主査　以上をもちまして、第２回「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会ワーキンググループ」を終了いたします。本日はお忙しいところ、御参集ありがとうございました。